



生の数は少人数にしてきめ細かい教育をしてもらいたいと思います。

ですから、今言われた基準は、ほかの大学院との比較で云々ということではなくて、やはり法科大学院は法科大学院としてより良き法曹を輩出できる、そうした教育を充実していただきたい。そういう意味で、学生数に対する教員の比率もより教員が多くなるように努力してもらいたいというふうには希望しております。

それについて一言感想をいただいて、今日の質問は終わります。

○大臣政務官(城井崇君) 今委員からお話しいただきまされたけれども、このいわゆる設置基準というところは最低限の基準だということに思っています。今、各法科大学院におきましても、自主的にそれを超える専任教員の配置というものが行われておりますけれども、そこだけに甘えられる形ではないというふうにも思っています。特に、中教審の法科大学院特別委員会の提言におきましても、この教員の質という意味では更なる改善も求められておりますので、そうしたところも踏まえまして更に努力をしまいたいというふうに思います。

○小川敏夫君 終わります。

○古川俊治君 続きまして、自由民主党、古川俊治の方から質問をさせていただきます。

大臣に伺いたいんですが、現在のこの法曹養成の在り方、法科大学院からの司法試験の合格率の低迷、あるいは志願者の減少、そして新人の弁護士の大変な就職難、様々な問題点が指摘されていることは十二分に御存じだと思っております。

この法曹養成全体の在り方について早急に見直しなきやいけないというのは、これはもう与野党一致した考え方だと思います。平成二十二年十一月二十四日、衆議院の法務委員会の附帯決議で、法曹養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な

措置を講ずることとされております。ここにおきまして、大臣も前向きに検討するということとありまして、御発言をされているということとありま

す。しかしながら、平成二十二年七月六日、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果というやつで、取りまとめというやつですね、それから本年の五月十日に出ています法曹の養成に関するフォーラム論点整理、取りまとめというやつですね。この二つを比べて、これはもう二年近くたっているんですが、ほとんど同じような意見がただただひたすら羅列してあるだけなんです。全くその結論を出そうという向きが見えないので、私の目からは、これはいつまでに結論を出されるんですか。

○国務大臣(滝実君) 現在行われております法曹養成フォーラムの五月十日の論点整理について御紹介がございました。

これは今まで法曹フォーラムとして議論をしてきたことを論点として網羅的に取りまとめたと、こういうことでございまして、今後の問題としては、衆議院の法務委員会の附帯決議にございまして、新しい法務委員会をつくり直して、ここで更に議論を煮詰めると、こういうことでございまして、この附帯決議の趣旨を体して、この参議院の法務委員会におきましても、この裁判所法案との関連で改めて新しい体制を発足させて結論を出していきたい、これが現在の状況でございまして。

○古川俊治君 だから、私が言っているのは、いつまでやるんだと言っているんですよ。いつまでやるんですか。

○国務大臣(滝実君) 示されているのはおおむね一年以内と、こういうことでございましてけれども、基本的にはできるだけ早く、既に第一ラウンドの論点整理がまとまったところでございまして、それを踏まえて新しい合議体制で更に煮詰めていくと、こういうことでございまして、できるだけ早くというふうにご考えております。

○古川俊治君 それは本年度内ということよろしいですね。一年以内ということですから、もう五月の論点整理ですからね。少なくとも本年度内ということでもよろしいですね。

○国務大臣(滝実君) 基本的にはそういう方向で認識をさせていただいております。

○古川俊治君 昨年にもこの法曹養成については取りまとめをしておられまして、法曹養成に関するフォーラム第二次取りまとめというやつですね、平成二十三年八月三十一日のものでございまして、それを拝見しますと、最後のところに、法曹養成に関する制度の在り方については、この一番最後のところですね、いろいろな意見が述べられていて書いてあるんですよ。これらの意見を踏まえ、法曹の養成に関する制度の在り方について今後も更なる検討を続けるというふうにしていくわけですね。それが二十四年になってもまだ続いているということだと思っております。

私、これを見ていて、実は修習生の給費制が貸与制の問題ですね、これ実際にいろんな意見が出ているんですよ。貸与制は本人の自己負担である点で奨学金や教育ローンと同種のものであり、貸与制の下で修習専念義務という公務員同様の厳しい規律を課して司法修習への専念を求めていることは著しい不正義である、こういう指摘がされていますよね。

それから、司法制度改革審議会の意見書においては、従来からの司法関連予算の枠にとらわれな

い措置を求められていることからも、財政負担の増大を理由に給費制が廃止されるべきではない、新たな法曹養成制度の様々な問題点が指摘される中で、司法制度改革において議論済みとして終わる課題ではない、平成二十二年に司法試験合格者三千人にするという政策目標や法科大学院の教育及び定員の在り方などの法曹養成全体についての見直しの議論が本フォーラムにおいて結論を見ないままでは、経済的支援の在り方には結論を出さない

べきだと、給費制維持しろと言っているわけですね。

これはいろんな意見が出ているんですよ、まさに。法曹養成の全体の在り方にはいろんな意見が出ているからまだ先延ばしして議論しますよ。貸与制か給費制の問題については、これは議論、決着を付けるという話ですよ。これはどういうふう

に、それはいろんな意見が出ている中でこの取捨選択はどうやって行っただけですか。

○国務大臣(滝実君) 今の貸与制、給費制の問題が急を要すると、こういうことで昨年の八月末に法曹養成フォーラムで貸与制でいくと、こういうような結論が出たことは委員御指摘のとおりでございます。したがって、今の段階では、更にこの裁判所法の改正に関連いたしましたもう一度この問題を国会の中で議論を続けていくと、こういうことにならざるを得ないわけでございます。

○古川俊治君 現に、だけど、この法案は給費制から貸与制にするという法案でしょう。どうなんですか。これは一個、一つの法案としてまとめられているじゃないですか。何でそれだったら法曹養成全体の在り方についての法案が出たこないんですか。同じですよ、いろんな意見があるのは。そこを集約されているでしょう。そのことについて言っているんですよ。

○国務大臣(滝実君) そういうことも含めて、昨年の八月三十日に、当面の問題として貸与制どうするか、こういうことでもあったものですか、法曹養成フォーラムとして、政府としてはその結論を出した。したがって、政府としてはその結論に従って現在の法案を出している、こういうことでもございまして。

○古川俊治君 私が言っているのは、両方もい



いますよね。これ、修習専念義務を付けて、全く仕事をせずに、とにかく借りてずっといるというわけですかね。

これ、じゃ、伺いますけれども、修習をしつかりやることは、法曹としての資質を身に付けるというのには私も必要だと思います。ただ、関係ない時間、土日あるいは時間外、これ何でアルバイトをしちゃいけないんですか。合理的な理由を述べてください。

○国務大臣(滝実君) そこまで制度設計をしたときに議論はいたしておりませんので、その辺の理由を合理的に説明するのは、当時から議論をされたというのは私は承知をいたしませんので存じませんけれども、アルバイトをするだけの時間的余裕がなかったということも恐らく判断の理由ではなかったかというふうな推測はいたしてあります。

○古川俊治君 アルバイトする時間がないんですか。今、司法修習生、何やっているか御存じですか。土日あるいは時間外、何やっているか御存じですか、言ってみてください。

○国務大臣(滝実君) 修習生が土日、何をやっているかというところは、私も存じておりません。

○古川俊治君 就職活動ですよ。だって、すぐ就職できるかどうか分からないんです。毎日のように事務所を訪れて、私を採ってくださいとお願ひしているんですよ。これ修習ですか、関係ないでしょう。それはまさにこの制度の、劣悪な制度がつくり出した弊害なんですよ。そういう自分たちの職場がないんですよ。そういう環境に置かれていないんですよ。修習生は、それで修習専念義務って、アルバイトしなきゃいけないってよく言えますよね。全く修習なんて関係ないじゃないですか、その時間は。

本来、修習専念義務という下に置かれて修習をしつかり、資質をちゃんと身に付けて、そして試験に受かって、そして果立っていつてちゃんとした仕事をすると、法曹として、そのときに、時間外で何をしようという関係ないんじゃないですか。

か。

○国務大臣(滝実君) 委員のそういう御指摘はごもっともだと思えますけれども、基本的にそういうことも含めて兼業禁止というのを従来から踏襲しているところ、こういうことになっているわけでございます。そのところの説明というのはなかなか難しさが残っていると思います。

○古川俊治君 先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、検討していないという話ですね、そのなぜかということ。いかがですか。

○国務大臣(滝実君) 制度設計するときの議論が特に設定をされていないということもこれあり、その辺のところはその後も検討をしております。

○古川俊治君 だから、検討してこなかったんだから、これだけ不正義になってしまつて、そういう指摘もある。今、実際土日やっていることというのは全く修習と関係ないことだという実態を踏まえてこれは議論してくださいよ、このフォローラムの中で、いかがですか。

○国務大臣(滝実君) 委員の御指摘でございますから、当然そういうこの委員会を出された議論というものを踏まえた議論はこれの中でやっていくということになるかと思ひます。

○古川俊治君 そうですね。だから、今後の議論については修習専念義務、この在り方を含めて、これがあつかないかも含めてしつかり議論をしてみよう、これは非常に大事なことだと思ひんで、是非指摘しておきたいと思ひます。

それで、一つひとつこの紙を見ていただきたいんですが、私の資料でありますけれども、実は兼業を認めている例が幾つかあるんですよ。報酬あり、これは予備自衛官、これはもう認められています。報酬ありね。それから、不動産の賃貸借、こういうの認められているんですよ。これ、報酬があつてまさに兼業やっていると見ても、何でこれらは認められているんですよ。御説明をお願いします。

○最高裁判所長官代理者(安浪亮介君) お答えい

たします。

委員のお求めがございまして、手元にありました資料を取り急ぎおまとめしたのが以上のものでございます。

先ほど来委員の方からお話がありましたとお兼業、兼職が認められるというのには、例えは修習専念義務に違反しない、あるいは実際の修習に支障のない行為につきまして認めてきているものでございまして、例えば不動産の賃貸というごとの例で申し上げますと、これは親族や管理会社とその不動産の賃貸業務を任せておりまして、実際、実質的な業務を行っていないというものでございまして、それから、会社の役員がございまして、これはいわゆる同族会社でございまして、これが、これは必要とする切迫したような事情があつたというふうな場合でございまして、個別に必要性を吟味した上で、ケース・バイ・ケースで判断しているものでございまして。

○古川俊治君 安浪さんは私が修習しているときに大変お世話になつたので言い難いんですけど、私はこの例で、報酬なしで医者として研究をやらせてほしいと言つたら禁止されたんですよ。まさに私が手術したがんの患者さんのフォローアップをしたい、経過観察をしたい、自分が責任を持って手術をしたから、そう言つたときに断られたんです。それは土曜日の午前中にやるといふことだつたんですけどね。これを見ると、何か医療法人の理事やつていらっしゃる方までいらつちやつたんですね。

これは、同族会社とか医療法人の理事なんて、無償報酬で言つてはいますけど、簡単に、これ同族でやっていますから、将来に給料引き延ばせるんですよ、それだけためておいて後で配付すればいいだけの話ですから。報酬なしといつたって何の意味もないんですよ、こんなの。皆さんだつて見ているじゃないわけでしょう、別に土日、時間外何や

っているか。一生懸命これに精出しているかもしれないじゃないですか。全く合理性がないんですよ、だから、皆さんが言っている、やっていることが。だから、一部の自分たちの目の掛けている生徒には認めてあとの雑魚は要らないと、私は雑魚だつたわけですけども、そういうふうな思ふんですよ。だからこれ出してもらつたんですよ。これ、修習専念義務を掛けては、報酬があつちやいやおかしんですよ、不動産賃貸だつて。ほかのことやつちやいやいけないだつたら、無報酬だつてこんな理事なんてやる必要ないわけですよ。理事会出なきゃいけないんですよ、理事だつたら当然、それから考えれば、どうやつた説明が付かないんですよ、こういう抜け駆けがあるということ。

だから、修習生、禁止しているというのはおかしいですよ。禁止されていないじゃないですか、実際、大臣、どうですか。

○国務大臣(滝実君) 今、最高裁の方から資料とともに御説明がございましたけれども、この辺のところは当初そういう具体的な例をもつて議論した形跡がないものですか、実際の運用の中で少し開いているのかなと、こういうような感じとして受け取らせていただきました。

いづれにいたしましても、これは委員の御指摘のとおり、今後の問題として議論は尽くしていかなければいけない、こういうふうな思ひます。

○古川俊治君 じゃ、しつかり議論して、これも合理的な結論、まさに司法修習生の人権にかかわることですので、法務大臣として責任を持って議論していただきたいと思ひます。

もう一つ重要な点を指摘しておきたいんですが、私、法科大学院で現に教鞭を執つております。司法修習の、今の法曹養成の現状について国会議員としては一番理解している一人だといふふうに認識しておりますけれども、私が一番懸念しているのは、やはり今司法をつかさどつていく、今後の日本の司法を動かしていく法曹の質の問題

であります。やはり、そこでしつかりとした質の高い法曹を生み出してこそ初めて国民の負託に司法界がこたえられると、こう考えておりました。

ちよつこの司法修習生考試に関する資料という方を見たいだきたいんですけれども、この不合格数、この司法修習生考試というのは、ここにもたくさん法曹の先生方いらっしゃるから御経験あると思うんですけれども、いわゆる二回試験と言つていまして、司法修習所の卒業試験のことでありまして、これに受からないと司法修習を終了したことになります、法曹としての資格を得られないわけですね。

一般的には、普通にやっているとほとんど受かりません、この試験は、見ていただくと、従来そうだったですね、〇、〇、〇、四、一、一、五百、六百、七百に対してその程度の数字ですから、よつぽどできないと、私も医者でございましてけれども、誤つて、薬の名前を間違つちやつて人を傷つけちゃうと、こういうような事例が平気で起こらない限りは大丈夫なんです、この試験は、

ところが、ずつと見ていくと、一番気になつたのは、千を超える辺りから、千八百三十三ぐらいに応募者がなつた辺りから急増しているんですね、これ、どんどんどんどん。この試験に受からないという事は、まさに司法試験もブロックで受かつてきたんじゃないか、偶然に受かつちやつた、そういうことも疑われるような方々なんです、正直言つて、これがこんな割合に増えているという事に非常にこれは懸念を持っておりま

実際、この考試の不合格者がすく多いということとともに、司法試験委員の中からは、現に司法試験について、こんな成績で本当に合格させていいのかわり意見が出ています。それは法務省が方針で何人受からせるといふ話にしてはいるからですよ。

この質の問題について、大臣、どう今御理解されていますか。  
○国務大臣(滝実君) 私どもは具体的に試験を担

当をいたしておりますけれども、今御指摘のように、いわゆる司法修習をして最後の仕上げをする際の第二回の試験、いわゆる二回試験の不合格者がこの新制度になつてから数が増えていると、こういうことは大変懸念をしている材料だと思つております。

しかし、そういうことが出てきているという事は、少なくとも司法修習を終えて本当に実務に就く人はそこでもつてふるいを掛けられていると、こういう最後のとりでは働いてるんだらうと、こういうような理解をいたしてきたわけでございます、制度のやはり何らかの欠陥ということ十分認識をした上で対応をしていかなければいけないと思ひます。

○古川俊治君 大臣、国会議員でも偶然通つちやつた、風でね、そういう人がいるでしょう。試験もそういうものなんです。だから、本来なべきでない人がなつていまして、こういう事例がたくさんあるわけですね。それはやつぱり危険なわけですよ。この合格率が落ちていくということは、全体としてやつぱり偶然受かつた人がいると、それが法曹に實際出たつて弁護をやるわけですよ。そのことを實際思ひを致してくださいます。これは政府の責任ですから、これはふるいが掛かつていふなんていって、そういう御発言はやつぱり認識不足ですよ、正直言つてね。

現在、就職難の状況があるという中で、まさに就職できないから、都会においては、しようがないから修習終わった瞬間に地方に行つて独立開業しようという人が出ています。これは即独というんですけれども、そういう人たちが出ていって、まさに地方で求められているのは広い領域の法務なんです。だから、全く経験のない、実務経験がまだやつたことがない、自分で責任を持つて、そういう人が出ていってやつていふのが現状なんです。法務省にすれば、それは地方に新しい弁護士が来て開いてくれたんだから、これで二一ズにこた

えられるというふうに考えているかもしれませんが、けれども、こういった場合の質の問題というのを大臣考えたことがありますか。

○国務大臣(滝実君) 今、実際の事態の御指摘がございました。少なくとも司法修習のコースの中で、それぞれ裁判所で修習を受ける、あるいは検察庁で修習を受ける、弁護士事務所修習を受ける、こういうことを経てきた人たちですからそれなりの最低の条件はクリアしている、こういうことだろうと思ひますけれども、今、御指摘の中でありましたように、すぐに単独の事務所を開くということになれば、それはそれなりの長短はあるんだらうというふうに思ひます。そういうことも含めて、やはり課題として検討をしていくべき話ではないかと思ひます。

○古川俊治君 弁護士の業務というのを一年とか二年で、それでできると思わないうでいただきました。これも大きな認識不足ですよ。どこでもそうすけれども、専門家というのはやつぱり五年、十年しつかりそこで実務を学んで、まさにトレーニングを仕事をしながらやつていくと、その環境がなきゃ駄目なんです。だから、元々法曹界の持つていた教育環境を超えた、これを超えた新人たちをつくり出した、これが元々大きな失敗なんです。このことについて全く御認識がないというのは非常に問題ですよ。だから、今の現状として、非常に質の十分でない方々がかなり独立開業しなきゃいけないと、これは大きなやつぱり国民に対しての問題を生じかねない、そういう状況になつていふ。これは政府がつくり出した本当に大きな失敗の元々なんです。

私は、司法界、確かに、合格率の不十分等あります、法科大学院の人数の問題、不合格者が増えている、いろいろ指摘されています。だけれども、一番本当に重要なのは、我々にとつて、質の高い法曹をつくり出していくことなんです。これが国民にこたえる前提ですから、それを崩されちやつたことが一番大きいんですよ、皆さんによつてですね。

結局のところ、今この二千人という数字をずつと変えていけません、法務省は、このところ。これでも就職できない方がずつと出ていふんです。昨年度は修習終了の二割の方々が結局弁護士になる、法曹になるのを諦めたわけですよ。ね、つと、長くても三年、四年、五年くらいはいますよ。だつて、未修から入つてきて、そしてそのまま受かつたつてあと一年半修習するわけですから、そういう方々がそこまですつとやつてきて、これつと給料なしですよ、基本的には、まあ、修習生のころはアルバイトやつたかもしれませぬけれども、それでしてはいるわけですよ、一応。

これ、大臣として、この就職難ということについて今後どうやつて対応していくつもりですか。それがどうして効果があると思つていらつしやるのか、ちゃんと答えていただきたい。

○国務大臣(滝実君) 基本的には、この制度設計するときに法曹人口を増やす一つの条件として、単なる従来の法曹界にとどまらず、社会一般に法曹の資格を持つ人がそれぞれ仕事を拡大してつてもらう、これが前提条件であつたわけでございますから、そのところが必ずしも予定どおり迅速に社会全体が法曹を、資格を持つていふ人たちが受け入れるところまではまだ成長していません。なかつた、こういうことだろうと思ひます。

しかし、当初の考え方はそれなりの考え方があつたわけでございますから、こういうような経験をどういふふう当面生かしていくかということに精力を注いで、当面のあるべき姿、今後のあるべき姿、こういうものについての方向性をきちんと定めていくと、こういうことが今求められているところだろうと思ひます。

○古川俊治君 具体的に何をやるのかという話をしたんですけれども、全く答えになつていないんですよ。要するに、今の現状はもうしょうがないという今お話ですよ、このままほつとくしかならん。そういうことなんです。

○国務大臣(滝実君) 数としてそんなに多くあり

ませんけれども、例えば国家公務員においても、あるいは地方公務員においても、期限限定付きの任用ではございますけれども、少しずつ法曹資格者を受け入れるという方向には出ております。それから、従来、企業におけるスタッフとしても、今まではどちらかというと、当然のことながら大企業に偏っていた状況が、少しずつ中小企業の中にも法曹資格者を入れると、こういうような動きもあるやに見えておるわけでございまして、やはりそれなりに時間が掛かっていく、こういうことを側面で援助しながらやっていくということが当面の問題だろうと思えます。

○古川俊治君 いずれにしても、企業で社内弁護士を持つという企業はほとんどないんですよ。調査やっても、もう5%以下ですね。ほとんど二一三がないです。

元々公務員になろうと思つて法曹になりたいと思つておられるから、我々が欲しいのは、本当に国民の司法ニーズにこたえていきたいと、そういう正義感を持った法曹ですよ。役人に取りあえずなればいなくて、申し訳ありませんけれども、そういう方々を私たちは教育したくないです、正直言つて。しっかりとしたりつぱり法の考え方に基づいた、そういった本当に志望を持った役人になるんだつたらいいですけどもね。それと、やっぱり最初からそこで少し採用することになると話が違います。

これはしっかりとフォーラムで、今日お約束しました、年内に結論を出していただく。速やかに策を講じていただく。そして、その中で司法修習生の兼業の在り方もしっかりと議論をして、もう一度考えていく。このことだけはお約束していただけたので、大臣、もう一度答弁をして、私の質問を終わりたいと思つておられます。

○国務大臣(滝実君) とにかく、新しい法曹が誕生してから、その今までの経緯を踏まえて、その上で今委員も御指摘されたような数々の問題にこたえていく、これが現在の課題ではないかというふうな受け止めさせていただいております。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。この司法修習生に対する給費制また貸与制の話については、もうここ数年ずつとかかわつてきているといひますか、やつているとは思つておりまして、一年一年延ばしながらこの議論を進めてきたというふうな思いがございまして。

今回の法案についても、衆議院の段階で与野党協議を行つて成案を得たということは心から敬意を表したいと思つておりますが、もちろん我が公明党は、一旦給費制に戻して、そしてしっかりと一年間議論をしましょうと、こういうふうな考え方に立つた修正案を出させていただきましてたけれども、次善の案として今送られてきた法案という形になつておられるところでございます。

ただ、いかんせん、受験生を含めて多方面に影響のあるこの法律案がこんなにもんびりしているといひますか、審議が余りにも遅れていることについて、心から私は遺憾の意を表明したいと思つておられます。

これ、衆議院で議論されたのが六月の頭でしたよね。それ自身が随分遅いとは思つておられますけれども、そのとき大臣は小川先生だつたわけでございますけれども、その後、補充質問でもう大臣が滝先生に替わつていたということもございまして。

この委員会でも、趣旨説明は会期延長前の六月十九日ですよ。もうあれから一か月たつておられるわけですよ。一体、政治の責任として、早く決めて、どうやっていくか、そして一年間集中して議論をしようという話になつていて、貴重な二か月ばかりありませんか。七月、八月がもう目の前ですよ。これで受験生頑張つてくださいますか。政治の責任として、私は与野党共にこの点大いに反省しながらこの問題について対処していきたいと、このように思つておられます。給費制から貸与制になつたことも含めてだと思つておられます。まず給費制廃止の影響等についてちよつとお聞きしたいと思つておられます。法科大学院への志願者、平成十六年は七万人を

超えていたわけですが、どんどん減つてきて、今年の二十四年度ですか、もう一万八千人台まで減少しているわけですよ。これは、やつぱり法曹志願者の経済的負担が極めて高くなつてきている。あるいは、当初もくろみのような、この司法試験の合格率が推移してない。あるいは、先ほどもありました就職難だということ。さらには、今も御答弁の中にもありましたけれども、任官者の増員あるいは公務員や企業内弁護士等、必ずしも進出が順調に進んでいない。だから、余りにも法曹を目指す、人生懸けて法曹を目指すというものは負担と危険が大き過ぎると、そういうふうな感じられているのではないかなと思つておられますけれども。

まず、この法科大学院の志願者の減少していることについて、やはりこの給費制の廃止が大きいと思つておられますが、法務大臣としてどのようにお考えになつておられるのか、御見解を承りたいと思つておられます。

○国務大臣(滝実君) 基本的には、実際に、平成十六年からですか、やつてみて、法曹を志す若い人たちに對して、やつぱり法曹というのはそれなりのリスクが多い、こういうようなことを自分の問題として感じ取つてきたこの十六年以来的ことだつたらうと思つておられます。当初は大変バラ色の世界を夢見て志願した人たちが、その後の合格率、あるいは最近特に出てきた就職難の問題、こういうことで年々下がつてきた。これについては、やはり社会全体がまだ多くの法曹資格者を受け入れるような基盤が日本ではでき上がつていないなかつた、こういうことを反省せざるを得ないと思つておられます。

しかし、そうはいつても、できるだけ法曹資格者を社会の隅々までやはり拡大をしていくんだという一つの理念というものは、それは大事にしていかねばいけないんでしようけれども、やはり現実的な解決ということも考えていかねばいけない、これが受験者数のところに表れているというふうな思つておられます。

○魚住裕一郎君 それで、せつかく新しい司法試験に合格をしながらも、今度、司法修習に行かないで企業に就職するというような方も増えてきているようにございましてけれども、これこそもうにもろにといひますか、給費制の廃止の影響かなというふうにも思つておられますが、これは大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(滝実君) それも今委員の御指摘のように、そういうこともないわけではないかと思つておられますけれども、せつかく司法試験、難関を突破して合格した人たちが法曹資格まではやつぱり持つてもらいたいというのが、この制度を考えた以上は当然の話、それがどこかで途切れてしまつておられるというのは大変残念なこと、たろうと思つておられます。

昔も、司法試験合格者が実際に法曹資格を取る前に公務員になる、あるいは民間企業の法務スタッフとして就職する例はないわけではなかつたと思つておられます。今もそれは多少あると思つておられます。やはり受かつた人たちが法曹資格を持つまでに至つていないというのは、非常に社会的には残念だし、もつたい話だといふふうには理解をいたしておられます。

○魚住裕一郎君 どの社会でも優秀な人材は一定数だと思つておられます。この司法制度改革を始めたころは、やはり事前規制型から事後救済に、もつと本當に融通の利く社会にしていく、そのためには社会生活上の医者、医師としての法律家がどんどん増えなさいいけないんだと。だから、優秀な人材が企業とか行政官じゃなくて司法の場に来てくださいます。しかも、一発試験じゃなくて、プロセスとしてしっかりと教育を受けて、そういう法的素養がある方がいづつばい来ていただきたいというのが出発点のはずなんですね。

ところが、財政的な観点から給費制をやめてしまつてきた話になつてきて、人材こつちに来てくださいますよとやらなさいいけないのに、いや、金は出せませんよという話になつてきちゃつたというところが根幹の問題点ではないかなと思つておられます。



ておりますけれども、今大臣もおっしゃったように、せつかく合格しながら法曹になっていかなければならない、本当に社会的な人材をうまく活用していけないという、本当に日本にとってはゆゆしき問題だなどというふうに思っているところがございますが、結果として、法科大学院、そしてまた司法修習に耐えられるだけの裕福な家庭の子女しか法律家になっていけない実態になってしまっているのではないだろうか。

非常にそこを危惧をしております、本来、士業一般でございませうけれども、本当に困った人をどう手を差し伸べるかというのが、ある意味では専門家の集団です。お医者さんもそうですよね、病気で苦しんでいる人をどう手助けするかという。まさに法律家もそうだとおっしゃるわけでございますが、そういう社会生活の痛みを本当に分かった人が法律家になっていかなきゃいけない。ある意味では、司法が弁護士を中心にならざるを得ないというふうにはないのかと非常に危惧をしております。この点につきまして、大臣の御意見が、御見解があればお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(滝実君) 委員が御指摘されておりますように、日本の場合には、外国のことはいざ知らず、明治以来、大変苦勞をした中で司法試験に合格をして法曹として活躍をする、そういう人たちがかなり日本を支えてきたという歴史がございます。

そういう中で、今回の司法制度改革の中ではこの法科大学院というところに集中をしてきたために、多少そういうところに配慮が足りなかつたかなという問題がございます。そんなことを考えながら予備試験という格好でそれを補おうとしてきたのが現実の話でございますから、そういう日本のこれまでの法曹が果たしてきた役割、そして、今回の司法制度改革によって新しい法曹養成制度ができた中でも予備試験という格好で補充をせざるを得ない、窓口を開かなければいけない、そんなことを考えると、やはりもう少し現実

に即した対応の仕方というものを検討していかねばならないというのには仰せのとおりだと思います。

○魚住裕一郎君 この給費制の問題、先ほど修習専念義務の話がございました。もちろん戦前の裁判官あるいは検察官、個別に修習していたところを、そうじゃないと、一体で統一修習や必要があるよと、そして専念義務を掛けて、そして給費を払うという形ですと維持してきたものですよ。これを本当に変えてしまおう、大事な制度だというふうには思っているわけでございますけれども、今も話がありましたように、やはり国としてこの司法分野についてしっかり取り組みますよという、その姿勢を表しているのがこの給費制かどうかということだと思っております。

だから、敗戦後日本も、立て直すときに、統一修習やりながら司法の分野をしつかり重点を置いていく、さらに、私は、十年前の司法制度改革のときも、本当に司法国家といえますか、そういうふうな日本を変えていくんだという、そういう輝きといえますか、あつたと思っておりますが、それがどういうわけかこんなような状況になってしまつた。だから、やはりもう一度、私はこの修習における給費制、本当に大事なものと、もうこれは本来は戻す必要があるんじゃないかと思つて、大臣の御見解はどうでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 今委員がおっしゃるようなことでもございます。人材養成というのをお金の問題ではないことは分かつておりますけれども、司法制度改革全体を見ると、かなりの大金をこの司法制度改革につき込んできたというふうなことも事実でございます。そういうことを考えると、どうするかというのには軽々に言えない分野がやっぱり残つていまして、法科大学院をつくることによつてその法科大学院のスタッフの給与は国が持っている、負担金、補助金という格好で持っている、それからもう一

つは、法テラスのように法律を利用できない人たちにそういう機会をつくつていく、そういうようなことをあれこれ考えますと、かなりの司法制度改革は思い切つた国家財政をつぎ込んできたことも事実、そういうことも片や考えながらこれまでの経緯を踏まえた解決策を追求しなければいけないというふうなこともあろうかと思つてます。

しかし、人材養成というのをお金の問題には代えられないということも事実でございますから、そういう両方を併せた解決策をどこかでやつていかなければいけないというのは御指摘のとおりかと存じます。

○魚住裕一郎君 では次に、修正におきまして、連携法の一部改正でございますけれども、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずる、こういうふうなされたわけでございますけれども、その合議制の組織、今まさにフォーラムというふうになってはいますが、どういう関係にあるというふうな考えたらいいんでしょうか、修正案提出者にお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(黒岩宇洋君) 今、魚住先生がおっしゃつたように、修正案におきましては、新たなこの合議制の組織の意見を得ることとして、一年、一定の結論を得ることとして、ありますけれども、この合議制の組織については、まずは閣議決定に基づくものといつたしまして、今先生がおっしゃられました、現在開催されております法曹の養成に関するフォーラムによる検討体制をより強力にして、そして新たに整備することをご想定しているところであります。

○魚住裕一郎君 それで、また、修習資金の貸与について、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点か

ら、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとするということとされておりますが、要するに、検討する中で給費制に戻すということもあり得るというふうな考えていいわけですよ。提案者に確認したいと思つてます。

○衆議院議員(黒岩宇洋君) 給費制に戻すことを排除はしておられないと考えております。

○魚住裕一郎君 ありがとうございます。是非そんな観点で、この給費制の重要性に鑑みて議論をしてもらいたいものだと思つておられます。

仮に給費制に戻すといった場合、既に貸与を受けている修習生についても、これは、既に一方は貸与されて返さなきゃいけないことを考えると、遡及して公平、平等な支援を行うということを検討する必要があるんだと思つておりますけれども、この点につきまして、黒岩先生、また法務大臣にも御見解を伺いたいと思つてます。

○衆議院議員(黒岩宇洋君) 先ほど答弁いたしましたように、この修習資金の貸与制を給費制に戻すことを排除はしておりませんし、また、その場合におきまして、既に実施されている貸与制について適時的に給費制と同等となるような措置をとることなどについても、これも検討対象から決して排除されるものではないと考えております。

○国務大臣(滝実君) 法務省としてはそういう理念的な排除はしないということでございますけれども、実際にどういう手続をするかという、それなりの難しさは必ず伴うだろうと思つてます。

貸与制を全員が受けていて金額も一緒、同じ金額であれば一律に遡及適用ができるかもしれないけれども、その辺のところ、実際に貸与を受けていない人、あるいは金額がまちまちだということを具体的にどう調整するのかという問題は最後に残る問題としてあるように思つてます。そういうことも含めて議論をしていかなければいけないと思つてます。

○魚住裕一郎君 終わります。

○森ゆう二君 国民の生活が第一の森ゆう二でございます。

法務省及び最高裁とは結構関係があるかなと思つていたんですが、法務委員会で質問をさせていただくのはこれが初めてでございますので、どうぞよろしく願ひいたします。

まず、法務大臣にお聞きをいたします。

目指すべき法曹人材について、法務大臣はどのような御見解をお持ちでしょうか。今既に法曹資格を持つていらっしゃる、もちろん法務省の方たちの中にも法曹資格を持つていらっしゃる方々もいらっしゃるわけですが、多くの方が法曹資格を持つていらっしゃるわけではございませんか。何が一番欠けているというふうに思われますでしょうか。目指すべき法曹養成のために、養成機関に対して何を求められるのでしょうか。また、既に法曹資格を持つていらっしゃる人々に対して、資質向上のために法務省としてはどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(滝実君) これは文科副大臣をやつておられた委員の恐らく法科大学院教育に対する理念と一緒にあると思うんですけれども、基本的に法科大学院教育で求められる教育理念というのは三つくらい掲げられていると思います。一つは、もちろん専門的な資質あるいは豊かな人間性の涵養とか、そういうようなことが法の担い手としては当然求められるというのが第一点、たろうと思ひます。それから二番目には、法的な分析能力あるいは法的な議論の能力、こういうことが二番目の問題。三番目には、やはり社会に対する責任感、倫理観、こういうものをどうやって涵養するか。こういうことが法科大学院の教育の理念でもありますから、それとやはり法曹のあるべき姿というのは共通の問題だろうというふうには認識をいたしております。

現実には現在の法曹にどういふことをやつかといふかといふことは、弁護士さんについては弁護士会を通じていろいろな勉強会をやつていただいている。これが実際の弁護士会としての活動でござ

います。それからあと、裁判官、検察官については、それぞれの職場を通じて、いろいろな会議を通じてそのときそのときの問題点をお互いに共通認識として持つ、そんなことを職場の中で具体的に進めているというふうな理解をいたしております。

○森ゆう二君 滝大臣とは、今お話がございましたように、副大臣当時、法曹養成フォーラムのメンバー、私もそうでしたし、滝大臣も法務副大臣としてメンバーだったということもございまして、法科大学院にも授業の参観とか視察に参りまして、大学院生の皆さんとも様々意見交換をさせていただいたところでございます。

今の私の質問について一つお答えが抜けていたんですけれども、既に法曹資格を持つて御活躍をいただいている皆さん、裁判所あるいは法務省、検察庁、弁護士会、様々でございますけれども、その資質として今一番欠けているというふうな大臣が思われるもの、また国民から法曹の資格を持つ人々にこれが欠けているというふうな指摘されているものについての御認識、これについてはちよつとお答えしたかったようなのでございますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 私は法曹でありませぬから自分の経験から申し上げるわけにはまいりませぬけれども、法曹を志した人たちはまいりませぬけれども、法曹を志した人たちはまいりませぬけれども、強い正義感、社会にどう法律の専門家として貢献していくかという理念はみんなそれぞれ持ちながら法曹を志したと思ひます。

したがつて、そういう面で、今の法曹、具体的な法曹言わば三者に欠けている問題というのは特段のことは私はないと思ひます。ただ、具体的な場面面でそういう意識が希薄になるような事件があったかと思ひますけれども、共通してどういふことが欠けているかというふうなことを私の口から言えるような話ではないというふうな思ひます。

○森ゆう二君 大臣から、私ちよつと別の御答弁を期待していただんですけれども、

というのは、言うまでもなく、郵便不正事件、捜査を担当した検察官が証拠を改ざんする。捜査する側が証拠を改ざんしたら、これはもう何でもできるわけですね。証拠を改ざんしてしまう。そして、そのことについて、これはもう大変なことである、検察改革待たないというところで、最高検の検証チーム、そして検察の在り方検討会議というところで改革について検討をされてきた。ところが、それと時を同じくして今度は捜査報告書の捏造事件というのが起きたわけでございます。様々な具体的な事象をとらえてその時々で対処していくというふうなお話もあつたんですけれども、この二つの事件は、検察あるいは裁判所、つまり法曹資格を持つ人々に対する国民の信頼を根底から揺るがした事件であつたというふうな思ひます。そういう意味で私ちよつと別な御答弁を御期待していただるところなんですけれども、言い忘れたのではないかと思ひますので、もう一遍、いかがでしょうか。

○国務大臣(滝実君) もちろん、今御指摘のような大変問題のある事件はございました。ただ、法曹全般について欠けている、何が欠けているかといへば、私は、当然初志が、そういう正義を社会に求めていくと、こういう観点から志した人々だけに求めますから、その点については特段のことを申し上げるものではないと。

ただ、具体的に一つ一つの事件の中では、そういうような本来の志とは違うことをやつてしまつたというところは、それはあるわけでございますから、謙虚に反省をして、裁判官もあるいは検察官も謙虚にこういう事件を一つの教訓として受け止めていかなければいけないということは当然のことだろうと思ひます。

○森ゆう二君 大変残念でございます。一つの事件として教訓を得てというふうな程度のものなんでしょうか。

捜査する側が証拠を捏造する。そして、密室の検察審査会の審査の材料として捏造した捜査報告書を提出する。これは、裁判所の判決にあるまでもなく、あつてはならないことなのではないんですか。これは、一つ一つの事象というにはもう問題が大き過ぎる。だからこそ、小川先生いらつしやいますけれども、小川前法務大臣は大変な危機感を抱かれてこの問題に対処するその対応が生ぬるいということでも自ら乗り出そうとされていたというふうな思ひますし、私は、滝大臣が副大臣のときに、むしろもつと積極的に政治主導で、この前代未聞の、そして絶対あつてはならないことであると裁判所に指摘されたこの問題について厳しく政治主導で対処すべきであるというふうに進言されたというふうな何つておりましたけれども、それはちよつと違つたんでしょか。よく分かりました。

結局、今回、「捜査報告書の作成・提出事案に係る関係者の人事上の処分について」、これが六月二十七日付けで発表されました。また同時に、最高検の方から、この捜査報告書の捏造問題についての報告書が提出されたところでございます。

ほとんどおとがめなしという信じられないような対応でございましたけれども、今の大臣の御答弁をお聞きしますと、そのような認識だつたということであれば、このような事務方の提示に対してそのままとしたというのも何となくなずけるのかなというふうな思ひますが、本日はこの問題を契機に検察という組織自体が自浄作用を発揮して、本当に検察、郵便不正事件で信頼が失墜した検察、これを根本から立ち直らせる最大の機会であつたというふうな思ひますが、この報告書からはそういう意識が全く感じられませんでした。

ちよつとこの報告書についてお聞きをします。細かいところ、大臣がお答えになれないところは事務方でも結構でございますので、ちよつと確認したいんですけれども。

まず、四月二十六日の東京地裁の判決におきまして、事実と全く違う捜査報告書が提出されたこと、こういうことがあつてはならないと厳しく指摘されたわけですが、この報告書を見ますと、六ページでございますけれども、最高検の方の報告



書、六ページを見ますと、ほかに同じ記述が何回か出てくるんですが、結局、田代報告書の記載と石川衆議院議員の録音記録との間には、実質的には相反するものではないと認められるというふうに書いてあるんですけども、ということは、最高検及びこれを承認した法務省、そして法務大臣としては、東京地裁の判決が間違っていたと、そういうふうな御認識ですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほどの御指摘の点は、最高検察庁の報告書の中に、確かに、やり取りの趣旨とは実質的に相反するものではないと見ることができるといふふうに書かれていますところを取り上げておられるのだらうと思います。

ただ他方で、その報告書におけるやり取りをこのような問答式かつ口語調で具体的かつ詳細に記載している点をとらえて、読み手に対して田代検事と当該石川氏との間で実際にそのような具体的なやり取りがあったという点で誤解を与えかねないという面において不正確であるといふふうにも述べているところでございます。

○森ゆうこ君 質問にお答えいただきたいと思うんですけども、裁判所は事実と反する報告書を作ったことについて、これはあつてはならないことであると大変厳しく指摘しているわけですが、これも、まあ注釈付きですが、結局、結論的には実質的には違わないと。実質的にというのは何を意味するのか、この報告書を読んでもいま一つ分かりませんが、つまり、裁判所が指摘したように、捜査報告書とそして石川さんの取調べ状況を録音したその反訳書、この中身は同じなのである、同じなのであると、違わないんだというふうには書いてあるわけですけども。

ということば、さっきの質問も一回戻りますけれども、裁判所の判決を否定されるわけですね。裁判所の判決では、違つたものを提出した、虚偽のものを提出したということについて、これはあつてはならないと厳しく指摘しているわけですから、法務省、最高検はそれを認めなかつた、つまり裁判所は言い過ぎだと、厳し過ぎた

と、裁判所の指摘は事実ではないんだというふうな反論したと、否定したということよろしいんですか。その点だけお答えください。

○政府参考人(稲田伸夫君) 今の点につきまして、更にその後の部分で、虚偽に当たるとの法的、虚偽公文書作成罪の故意の点は否定をしておりますけれども、虚偽の公文書に当たり得るといふことについてまで否定しているものではないと、ま、そういう意味で、裁判所の御指摘について否定をしたものであるといふふうには考えておりません。

○森ゆうこ君 つまり、全く違うものであるといふことについてはお認めになるということですか。いろいろ言い換えているので、いろんな言い訳をされているんですが、捜査報告書と石川さんの取調べの反訳書、録音の記録というのは全く違ふものであるといふふうなことはお認めになるといふことですか。そこを確かさせていただきます。

○政府参考人(稲田伸夫君) 先ほど申し上げましたように、虚偽公文書であるかという点については認めているところでございまして、そういう意味で否定しているつもりはないということをおし上げておられるところでございます。

○森ゆうこ君 虚偽公文書であるということは認めたというところでよろしいですね。イエスかノーかでもう一回。

○政府参考人(稲田伸夫君) 虚偽公文書に当たり得るといふことは否定はいたしておりません。認めているということでございます。

○森ゆうこ君 虚偽公文書を作成したということ認めていて、しかしほとんどおとがめなし、その責任者についてもほとんどおとがめなしというふうな処分内容でございませうけれども。

じゃ、その虚偽公文書だということは認めているが、結局は郵便不正事件のときと同じように厳しく対応しない理由は何か。

○政府参考人(稲田伸夫君) 大阪地検のプロットピーディスクの改ざん事件とこの事件とは事実関係が相当異なりますので、これを一概に比較する

のは困難でございますが、まず、今申し上げた点に関連して申し上げれば、虚偽公文書の作成に関する故意の点について刑事事件として嫌疑を認めるには十分でなかったという事情があるということをお理解いただきたいと思います。

その上で、全体の事実関係を見た上で、最終的に大臣の御判断としてこういう懲戒処分になったといふふうな理解をされているところでございませう。

○森ゆうこ君 そうしますと、滝大臣は、この報告書に何度か出てくるんですけども、田代政弘検事が、これは故意ではないと、記憶が混同したんだと。これ何度か出てくるんですけど、記憶がごっちゃになつてしまひ、このフレーズが何度か出てくるんです。ですから、田代検事がこのようにおっしゃつていらっしゃるに思いますが、先ほどお認めになりました事実と全く反する虚偽の報告書を提出した、それは記憶がごっちゃになつたからだと。そういうことを、それは仕方がないと、そういうこともあつたら、これは故意ではないと、そういう報告書を大臣はそれは認めたということですか。

○国務大臣(滝実君) 少し順を追つて申し上げます。田代検事が石川さんと、二回目ですすかね、五月に最終的に確認の取調べをしました。そのときは、お互いに今までの要するに取調べの経緯を念頭に置いているものだから、五月段階での取調べは禅問答のような格好でおやりになつていて、それが録音された反訳書に出てくるという問題、だろうと思ふんですね。あのときとか、あれはあれでしたよなという、そういうような言葉遣いで、具体的な事実をきちんとお互いにしゃべり合つておるんじゃないかと、昔とか前にもいっている取調べの結果を、お二人の間ではもう分かつていた話として、あのときはと、あれはこうでしたとか。そういうことだけではこれはよく分からな

いから、上司がもう少し分かりやすくすると、こういうふうな指示されたということがそもそも発端だったといふふうな理解をいたしております。

そういう中でやつていくと、前に取調べをしたときの流れというものと五月の段階での最終的な確認の段階とが大筋としては、ずれていない、こういうことが今刑事局長が申し上げたところだろ、うといふふうには私は理解をいたしておりまして、そういう流れの中で、確かにその五月の段階で取り調べたことは、そのときにお互いにしゃべつた事柄ではなかつた、前にしゃべつたことをそこで分かりやすく、言わば判じ物みたいな禅問答を具体的なしゃべり、やり取りの中で表したと、こういうふうな理解をいたしたところでございませう。

細かいことはここに文書を持っていませんから申し上げられませんが、私は大宗としてそういう理解をいたしたところでございませう。

○森ゆうこ君 今が禅問答みたいな感じですけども、記憶がごっちゃになつてしまつた。ちよつと確認しますけど、局長、東京地検特捜部というのは五時間の取調べをメモも取らずにやつて、そしてその報告書を記憶がごっちゃになつていて書いているというところは、これはよくあることなんでしょうか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 東京地検特捜部のみならず、個々の検察官が取調べをする際にどのようになつていっているかというものは、まさに個々の検察官がそれぞれの判断の下でやつておるもので、今先生の御指摘のようなものがよくあるのかといふふうにお尋ねいただきまして、ちよつと私、何ともお答えいたしかねるところはございますが、少なくとも本件において、田代検事においてはそのように対応していたといふふうな本人が供述しているところがございます。

○森ゆうこ君 それで、減給処分だけで、自主的に退職したのかさせられたのか、よく分かりませんけれども、記憶がごっちゃになって全く事実と違う虚偽の報告書を提出したと、それでもほとんどおとがめなしと。信じられない事態でございませうけれども、この件については更に一般質疑等で詳しく調べさせていただきますので、ここに書いてある、報告書に書いてあることについては、法務省、責任を持っていらつしやるということで、ここについての全ての質問にお答えになれるように準備をしておいていただきたいというふうに思いますけれども、一つだけ、捜査報告書は結局何の目的で作られたんですか。

○政府参考人(稲田伸夫君) 田代検事は、上司から指示を受けて、当時の供述状況について記録に残すようにということがあったので作成したというふうな言っているものと承知しております。

○森ゆうこ君 報告書にはちよつと違うことが書いてありますよ。よく調べて、次回答えられるように整理しておいてください。私の方も今整理をしております。今御説明になったことと違う目的で作られたというふうに書いてあります。

それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。

文部科学省に来ていただいております。ちよつと質問しにくいんですけども、法科大学院、問題点が様々指摘されております。既に文科省としてその問題を分析し、そしてその課題に対して取り組んでこられたというふうに思います。この七月十七日でしたでしょうか、その対応策というものをまとめられました。この点について、課題の認識、そしてその改善策について簡潔にお答えください。

○政府参考人(常盤豊君) お答えを申し上げます。

法科大学院の現状につきましては、これまで入学定員の適正化、競争倍率の確保などの改善の取組を促進してまいりました結果といたしまして、入学定員や実入学者数が大きく減少し、標準修業

年限修了率も厳格な成績評価等によりまして約七割というような状況になっております。一方で、卒業後の司法試験合格状況でございませうけれども、合格者が二千人をやや上回る数で推移しておりまして、受験者数の増加によりまして各年ごとの合格率というものは低速をしている状況にございませう。

こうした状況の中、現在明らかになってきた主な課題といたしましては、法科大学院ごとの、その間の、法科大学院相互間の差が拡大をしているということ、それから法学未修者と既に習った法学既修者、この両者が入学をしているわけでございませうけれども、その間の差が拡大をしているというふうな状況があるというふうな認識をしているところでございませう。

文部科学省といたしましては、政府全体でフォーラムにおいて検討を行っているわけでございませうけれども、その検討を待たずに、速やかに対応すべき実施上の課題については速やかな施策の検討、実施が必要であるというふうな考えをしております。先日、中央教育審議会法科大学院特別委員会にて提言を取りまとめたところでございませう。そして、それを受けて、文部科学省といたしまして、法科大学院教育改善プランというものを策定、公表しております。

このプランにおきまして、法科大学院修了生が法曹のみならず社会の様々な分野で活躍できるように支援体制を整えることや、司法試験の合格率を大幅に増加させることを目指しまして、四点がございませう。簡潔に申し上げますが、一点、法科大学院教育の成果を積極的に発信をする、二点目といたしまして課題を抱える法科大学院を中心として入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組を加速する、三点目といたしまして未修者教育を充実をする、そして四点目として法科大学院教育の質の改善ということを促進すると、こういうことに取り組みすることとしておりまして、これを通じて法科大学院教育の質の向上ということに努めてまいりたいと考えております。

以上でございませう。

○森ゆうこ君 今議論され、審議されております法案の中に、この法律の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとするということで、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等の見直し等があるわけでございませうけれども、そうしますと、その一年以内の検討を待たずに、文科省としてはこの法科大学院特別委員会との検討の結果、その提示された改善方策を着実に実施していくということでしょうか。

あわせて、数字まで昨日通告しなかつたんですけども、今ある法科大学院、適正化を加速するというふうにおっしゃいましたけれども、具体的に、法科大学院の淘汰が進むと思うんですけども、適正な定員というか大学院数といいますが、そういうことまではお答えになれますか。

○政府参考人(常盤豊君) 政府における検討との関係につきましては、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、繰り返しになって恐縮でございませう。一方で政府の法曹の養成に関するフォーラムにおいて、これは制度の在り方に関する検討を行っているというのと理解をしておりますけれども、その検討を待たずともなく対応できる、いわゆる実施上の課題ということにつきまして速やかに具体策を検討、実施していくことが提言されておりますので、今回の中教審の提言を踏まえて、文部科学省として対応できる部分については速やかに実施をしていくことで考えております。

それから、組織の見直しでございませうけれども、具体的にどのぐらいの数のという御質問であつたかと思ひますけれども、組織の見直しにつきましては、文部科学省としては、あくまでも各大学の自主的な組織の見直しを促進するという観点に立つておりまして、公的支援の見直し等を通じてそういうものを促進してまいりたいという、そ

ういう立場でございませう。

○森ゆうこ君 おつしやりにくいんでしようけれども、要するに補助金は切るということで、自主的に大学院として成果の出でない、法科大学院として成果の出ないところには御退場いただくことになるということなんだというふうに思います。

先ほど司法修習の話の中で、この法科大学院の教育が充実すれば、そもそも司法修習ということについて必要かどうか、この点についても見直すべきであるというふうな考えを述べます。

滝大臣とも御一緒に伺いましたけれども、法科大学院、非常に先駆的な取組をいらつしやるところで教育も充実してまして、ソクラテス・メソッドを入れて、そしてエクスターンシップなんかも充実してやっております。そういう方たちが法曹資格を持つ持たないにかかわらず御活躍をいただける、そういう社会になるべきであるというふうな思っておりますし、私は、弁護士会とかはもう余りこだわらずに、もつと広く法曹資格を持った人々の活躍の場を開拓していくべきであるというふうな思ひます。

最後に、司法試験の改革について確認をさせていただきます。

司法試験の内容によつて、それが結局は法曹養成機関のカリキュラムを規定することになるかと思ひます。そういう点での改革の方針、それから、最初、この改正といひますか改革の当初示されました三千人の法曹資格ということの数字そのものも見直されるのかどうかについて、大臣の御方針を最後に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(滝実君) なかなか一言では申しにくい大きな問題だろうと思ひます。ただ、言えることは、司法試験の在り方についてもいろんな声があることは承知をいたしております。例えば、予備試験は難し過ぎるんじゃないかと、そういうような一つ一つの意見はそれなりに現実の実態を踏まえた上での意見だと思つて

おりますので、そんな意見も当然、大至急この議論の議題にしていかなければいけない、こういうふうにも思いますし、三千人云々の問題も、今現実にも二千台で推移している中では、三千人といつてもなかなか現実味のない数字だけが当初設定されてきたなど、こういうような認識をいたしておきますので、こんな点も当然議論をして、きちんと対応をし、方向付けをしていかなければいけない、そんな時期になっていると思っております。

○森ゆう二君 終わります。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。

この給費制あるいは貸与制という問題、この二、三年、こういった法案の形で何度も出てきておるわけですが、私は大変違和感を持って見ております。

といいますのは、やはり、今回、法曹の養成の在り方そのものについて考えなくちゃいけないときに、この給費制、貸与制という意味でいけば、もちろん当事者にとっては大きな問題かもしれないけれども、ちょっとやはり論点がずれてしまっているんじゃないかなということを常に感じております。

やはりロースクールという新しい制度ができた中で、まず大臣にお尋ねいたしますけれども、そもそもこういった司法修習という制度を残す意味がどこまであったのか、そこがまず問われなくちゃいけないと思うんですけれども、その辺、大臣、どういふふうにお考えになるでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 今委員の御指摘のとおり、法科大学院という問題と司法修習との関係について当時の議論を思い出しますと、それほど密接な関連性を持った話めた議論というものがあつたかどうかというのは、なかなか把握しにくいところがございます。恐らく、文科省は文科省でどうあるべきかという議論はしていたと思えます。それから、当時の司法制度改革審議会ですか、そこでも議論はあつたと思えます。

ただ、それぞれの部門ごとに議論をしていた、その結果が法曹養成の一つの制度として成り立つ

てきたわけでございますから、実際に踏み切ったときにそれぞれの部門で議論をしてきたことがかなり優先的に選択をされてきた嫌いがあるんじゃないだろうかというように今を今になつては反省材料として持つていこうと思っております。

したがって、当時言われていたのが、アメリカのロースクールのような格好でどうか、そういうような言葉は飛び交つておりましたけれども、それじゃアメリカのロースクールがどういふようなものであつたかということも余り詰めた議論がなかつたようにも思えますし、当時はそれぞれの部門で議論してきたことがそれぞれ実施段階でそのまま採用されていった嫌いがなきにしもあらずというのが今の反省材料でございます。

○桜内文城君 率直に反省を述べていただきまして、その点は評価したいと思えますけれども、やはり文部科学省と法務省との間でうまく議論の連携がなされていなかったということは否めないかと思えます。

アメリカのロースクールを見ますと、もちろんその後の修習というのはいわゆる、それももういった司法修習の必要性そのものを本来踏まえた上でロースクールの設計も行うべきであつたのではないかと、これは指摘しておきます。逆に言いますと、そういったことも必要性があるのかないのか、存在意義がどうなのかというのを問われなければならぬときに、修習生に対する貸与制なのか給費制なのかというところは、その次の問題になつてくる話ですので、やはり議論の順番としていかなるものかなという違和感を感じ述べておきます。

そして、二つ目ですけれども、これは法務大臣にお聞きしても答えられないことだとは思いますが、とにかくロースクールに入学する前に一定の試験を行いますよね。これ、日弁連さん等がやっている部分もあるとお聞きしますけれども、今回こうやって問題になりますのは、やはりロースクールに在籍する間の経済的負担、恐らくこれが最も大きいことだと思えますし、また、経済的な

負担がありながらも、なかなかみんながみんな合格できるわけではない。

こういった点で、大変リスクをしいながらロースクールに在籍する学生さんは日々一生懸命勉強していると思うんですけれども、例えばロースクールに入る際の試験を日弁連が実施するといふのであれば、例えば将来の法曹を志願する者について日弁連さんが奨学金制度をつくるですとか、いろんな対応の仕方があるかと思えます。もちろん政府が対応するということもありますし、そういった意味で日弁連がもうちょっと自主的にやるべきじゃないかと私は思うんですけれども、大臣、どのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 基本的に、今委員が御指摘のように、それぞれの団体がいろんなことを検討していただけるのは大変有り難いことだろうと思えます。

ただ、法務省の立場から日弁連さんをお願いしますよとか、そういうようなことはなかなか制度として仕組みない話ではないだろうかなという感じがあります。日弁連は日弁連としていろんなことをお考えいただいていると思えます。しかし、それを今先生が一つの例として御提案されたような格好で、法務省が今、日弁連の意見も聞かずに、それでどうだろうかということ、その可能性というものについて言及するというのは少し行き過ぎだろうと思えますけれども、いろんな意見が出てきて、そしてこの制度を盛り上げていく、あるいは守つていただく、そういうような方向ができれば有り難い話だと考えております。

○桜内文城君 そういった議論をする前提として、まず確認させていただきたいんですけれども、これまでロースクールで司法試験の受験資格を得た者の累積の数と、その中で実際に合格していった人の数、そしてその割合についてお聞きしたいと思います。——どなたでももちろん、これ、通告しておりますので、昨日のうちに、数、割合、お願いいたします。

○国務大臣(滝実君) 今までの新司法試験の合格

者数、現在は二千台でございますけれども、この二千台が続いておりますのは平成二十年、二十一年、二十二年、これが三年続けて大体同じような数字が合格者として挙がっております。そして、合格率は、しかし一方では年々下がつていっています。例えば、平成二十年は合格率が三三・〇%、二十一年は二七・六%、二十二年は二五・四%と、こういうように合格率そのものは下がつてきているというのが現状でございます。

○桜内文城君 受験資格を得た者の累積数も昨日のうちに通告しておるんですが、それは法務省の方で調べていないんでしょうか。——ないならないで結構なんですが、しつかり、これ通告していただきますので、このぐらい準備してもらわないと困ります。これは言つておきます。

とにかく、こういった数、なぜお聞きしているかといいますと、ロースクールに進学して法曹を目指すにしても、リスクが高い、かつ、その間の経済的負担も非常に大きいという不安に悩む学生さんが多い中、言わば晴れて司法試験に通つて修習生になつた人に対して、貸与制なのか給与制なのか、これは申し訳ないんですけれども、やはり優先順位からすれば次の問題だと私は感じております。もちろん、修習生の皆さんからすれば自分自身の大きな問題とは思いますが、もつと大きな問題が、その前のロースクールの段階でもつと多くの人が悩んでいるということは指摘しておきたいと思えます。

そこで、先ほど、例えばということ、日弁連さんなりが奨学金制度を設けて、後進の経済的負担を軽減させるですとか、負担をなるべく緩和する、そういった仕組みもあろうかという提案をしたわけですが、もちろん、常に日弁連さんの話になりますと、法務省あるいは法務大臣としては、弁護士自治という大原則からいってなかなか物が言いにくいということは常におつしやることであるんですが、私、やはりこの弁護士自治の在り方として範囲というの、やはり問い直すべ

き時期に來ているんじゃないかというふうに思っております。

元々のこの弁護士自治、弁護士法の趣旨にもあると思うんですけども、弁護士自治の趣旨に基づいて、その弁護士自治が適用される範囲というのもおのずと決まってくるかと思えます。もちろん、解釈いろいろあるかと思えますけれども、今の法務省のお立場、お考えについて、弁護士自治について、趣旨それから範囲についてお尋ねいたします。

○国務大臣(滝実君) 基本的に、弁護士会の存在理由というのは、弁護士法に基づいて設立する団体でございますし、弁護士の業務を行うためにはどこかの地域の弁護士会に加入すると、こういう建前でございますから、そういう意味では、大変、弁護士会の仕事というのはそれなりの公的側面を持つていて、これは事実だろうと思えます。ただ、そこでやっていたのは、弁護士の中の言わば倫理規制でありますか、あるいは研さん、研修の実施主体になつてもうとか、そういうような言わばパブリックに近い仕事を弁護士会はおやりいただいているというのが実態だろうと思えます。

そういう意味では、今委員が仰せのとおり、この法曹養成という中では圧倒的に弁護士さんの数が多いわけですから、弁護士会もそれなりの法曹養成の財政的な負担はどうなのかと、こういう御提案だろうと思えます。しかし、そこまで財政問題が深くかわる問題について私の方から弁護士会にいろいろな提案をしていくというのは、それはいささかどうなのかというのが先ほど申し上げたところでございます。

しかし、今の御提案については、弁護士会にもこの場の雰囲気をお伝えするということとをさせていただきます。ただ、具体的な財政問題が掛かってくる、しかも金額的にはそれなりの金額、まとまった金額でございますから、そういう意味でも、弁護士会というのは別にどこからもお金が入ってくるわけではございませんで、

会員の会費ということが前提でございますから、その辺のところも併せて考えていかなければいけない問題だろうと思えます。

○桜内文城君 私はいわゆる日本公認会計士協会の準会員でもあるわけですが、もちろん、それぞれの内容によつてその自治の在り方というのは変わつてきてしかるべきだと思いますけれども、例えば今回のこの給費制云々の話についても大変なロビー活動を日弁連さん、されております。そのような自由は謳歌しながら、一方で、例えば過払い金訴訟に関係したような弁護士の脱税の事例も大変多く報道されておつたりします。

私の考えを述べますと、やはり弁護士自治の元々の趣旨というのはどこにあるかといえ、まさに国家からの自由、国民の自由権を守るために国家と対峙しなければならぬ、そういう人権、基本的人権を守つていくというその社会正義を実現していくという中で、そのような仕事をされるという意味で政府から干渉を受けないということが私はやっぱり趣旨だと思えます。

しかし、それは何をやつてもいいという趣旨ではなくて、特に弁護士の報酬ですとか活動の範囲ですとかというものはおのずとその趣旨に照らして限定されなければならぬと思えます。例えば、今申し上げました、大変悪い事例ですけれども、脱税の自由なんかありません。ただ、残念ながら、日弁連さんに脱税の事例、金額、一体幾らあるんですかと言つても、開示もしない。

そういう経済的活動に関する部分までも、これ二重の基準で言つていられるつもりでなければ、やはり国民の自由権を守るという大事な仕事の傍ら、一般の多くの弁護士さんはやはりお金もうけに走る場合もあります。それが悪い、お金もうけが悪いとは言いませんけれども、度を越す場合も、もちろんこれはどの職業の人だつてあるわけですが、そういう方々に一切法務省なり政府が口が出せないという論法は、今の時代、通用するのかなというふうな思つておりま

す。

特にこの給費制に限らず、大変なロビー活動を彼らしております。私はそれ苦々しく見ておる次第ですけれども、もちろん重要な仕事とはいえ、やっぱり節度を持つて、倫理観を持つてやつていただきたいなということ、まあ法務大臣に言つてもしようがないんですけども、この場で申し上げておきたいと思えます。

そして、次に法曹養成制度全般についてお尋ねいたしますが、先ほど指摘されましたけれども、修習専念義務、これはいち早く取り外すことが必要かと思えます。

先ほど会計士の事例を申しましたけれども、会計士も実務補習というのが合格の後あります。ただ、その間、彼ら、基本的には監査法人なりに勤めて、その補習も夕方から始めるとか土日に行るとか、そういう仕組みで、最後の修了審査というのは、これはその単位を取得したら受けなさいという形を取つておまして、修習、仮に続けるのであれば、私は修習制度そのものに疑問を感じるものでありますけれども、修習を続けるのであれば、せめて修習専念義務は外してあげることが必要かと思えます。これは意見として述べておきます。

一方で、就職難ということも言われたりしておりますけれども、それは私は修習生の立場から言うべきことではないと思つております。あるいは、我々が制度を構築していく上で、余り考慮すべきものではないというふうな思つております。ちよつと言ひ方は厳しいかもしれませんが、

というのは、やはり弁護士にしろ、これは独立資格ですよ。自分でいずれば人を雇つて雇用をつくっていくぐらゐの気概がない人が、単に、例えば国家公務員試験に受かつて役所に行くみたいな話じゃないんです。今、就職難と言われていますけれども、そういう若い人が大きな組織に入りたいというのは分かりますけれども、それ

で終わつちやいかぬですよ。そのための資格であり、試験であり、そして彼らの人生が、そこから切り開いていつてもらうということが必要だと思ひます。

その上で申し上げますけれども、よく質の確保ということも言われますけれども、やはりもつと私は数を増やすべきだと思ひます。もちろん最低限の質というのは必要だと思ひますけれども、こういうふうな就職難だから合格者の数を減らすというのは、むしろ今既に法曹資格を持つている人たちの既得権益を守ることにつながるかねないと思つておまして、それが法曹養成フォーラムの中でも、申し訳ないんですが、また日弁連の名前出しちゃいますけれども、日弁連さんがそういう主張を強くしている。また、それが法務大臣から何も言えない。こういう形はいかげなものかと思つておられますけれども、質の確保とそして数について、法務大臣、どのようにお考えになるでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 基本的に、法曹制度を新しくするときの議論がやっぱり先行したものですから、今のような格好で、数がどうかという議論がやはり前提条件になつて付いて回つてきたというのが実態だろうと思ひますね。

従前の司法試験であれば、合格率などというところは始めから問題にしていない試験であつて、毎年毎年の合格者が、いや二百人から五百人などとか、そういうことはありましたが、試験でございませぬから当然なかつた。ところが、この新しい制度にするときに、法科大学院のメリットを強調する余り、将来は七割から八割合格者が出るんだというふうな前提でこの制度が発案したところ、この問題の不幸なところがあるように思ひます。

やはり試験制度でございませぬから、それにふさわしい人をどうやって合格させるかというのが前提条件として考えられた制度でもありませぬので、その辺のところは、やはりこれは大きな問題として議論の中で、今、反省材料も含めて決着をして

いかなければいけない、そんな感じをいたしてお  
ります。

○桜内文城君 最後に重ねて言っておきますけれど、  
ども、やはりロースクールの在り方、そして法曹  
養成の在り方に絡む話でもあります。ですので、  
先ほども話ありましたが、一年以内ということ  
でもありますので、このロースクールの在り方、  
修習制度の在り方そのもの、そして法曹の数、私  
はこれ制限すべきじゃないと思います。会計士の  
関連資格でいいと簿記一級とか二級とかあり  
ますが、別にあれ、数で制限しているわけじゃな  
いんですね。一定の水準を超えれば皆合格する  
というものでして、そこから先は、本当にプロ  
フェッションとして仕事をやってみて、出来のい  
い人は稼ぐ、あるいは稼げる、出来の悪い人は稼  
げない。その新規参入を規制するということが、  
それも合格者の数で規制するということが日本の  
これまでの法曹界の既得権益というのをやはり強  
めてきた原因じゃないかなと私は感じますので、  
できるだけ開かれた議論をお願いしたいと思いま  
す。

これで終わります。ありがとうございます。  
○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。  
法案に入ります前に、法務局の登記乙号事務を  
市場化テストにより受託してきたアイエーカンパ  
ニーとATGカンパニーの問題について質問いた  
します。  
両社が様々な違法行為を繰り返してきたとい  
うことを私は一昨年の十一月以来五回にわたって質  
問をしてまいりました。ついに法務省は今年の十  
七日に両社を契約解除にしたわけでありますが、  
まず、その経緯と対応について当局からお聞き  
たいです。

○政府参考人(原優君) お答えいたします。  
今委員から御指摘のありました、ATGカンパ  
ニー株式会社とアイエーカンパニー合資会社に対  
しましては、今年の七月に両社との業務委託契  
約を解除する旨の通告をいたしました。これは、  
本年二月に法務大臣から両社に対し、健康保険法

等に定める手続の適切な履践等の改善指示を発し  
ていたにもかかわらず、今般、この指示に違反し  
て、両社において多額の健康保険料等を滞納して  
いる事実が判明いたしましたことから、いわゆる  
公共サービス改革法所定の契約解除事由に該当す  
ると判断したことによるものであります。

契約解除後の措置につきましては内閣府の官民  
競争入札等監視委員会の議を経る必要がございま  
すが、本件につきましては、今年の十二月、同委  
員会におきまして、近隣県等で登記簿等の公開に  
関する事務を受託している他の事業者から新たな  
受託事業者を選定の上、委託契約を締結するとい  
う措置をとることが了承されましたので、現在  
行っているところでございます。

なお、新たな受託事業者の決定に約一か月程度  
の期間を要することから、本年七月二日から八月  
三日までの間は、両社の委託業務の全部の停止を  
命じた上で国が当該業務の実施をしているところ  
でございます。

○井上哲士君 両社は破産の申立てをしておりますが、  
五月分の賃金の二割、六月分賃金の全てが  
未払となっております。労働者の皆さん、大変な  
不安の中で、今ありましたように、法務省の直接  
雇用で今法務局で働いていらつしやるわけです  
ね。

私は過去の質問の中で、両社が虚偽申告によつ  
て保険料などをごまかしているという具体的な証  
拠も示して、だしてまいりました。こういう企業  
に委託をすることになると、労働者の権利もそ  
うですし、登記乙号事務に対する国民的な信頼も失  
われるということも指摘をして、契約解除も含め  
た毅然たる対応をするべきだということも繰り返  
し申し上げてきましたけれども、結局それは行わ  
れませんでした。その結果、この保険料の滞納が  
累積をする、そして税金の滞納も累積してきた  
わけですね。

結局、日本年金機構、国税局から差押えを受け  
る、法務省が払う委託費が差押えの対象になつて

いるという、もう異常な事態ですよ。そして、賃  
金も未払という最悪と言えるような結果にもなつ  
ているわけでありまして、やはりこの間の私は法  
務省の責任は重大だと思いますが、その点、法務  
大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 基本的に、委員が度々御指  
摘をされてきたことは、当然この委員会で私も拝  
聴してまいりました。しかし、そのたびに、言わ  
ば社会保険料の未払の問題については担当の部局  
の方からも督促をするとか、そういうことをず  
とやってきたわけでございます。

今委員の仰せでは、もつと早くこの契約を解除  
すべきじゃないかということかもしませんが、解  
除するには法律に基づき要件があります  
ので、その解除する要件に該当しない限りな  
か解除には動き難い、これがこれまで法務省の置  
かれた立場でございます。

○井上哲士君 一旦業務停止にしてそれを元に戻  
した際に、コンプライアンス体制が改善された  
と、こういう評価をしたわけですね。しかし、そ  
れ自体が間違っていたということが今回もう明ら  
かになつたわけですよ。その後もずっと滞納を続  
けてきた。

六月二十九日に両社は解雇通知を出しているん  
ですね。これ、回覧なんですよ。回覧で解雇通知  
を出して、この度、自己破産のために全ての業務  
を停止いたしました、よって全従業員の皆様に解  
雇させていただきました、よって業務に従事してい  
ただきました、ありがとうございます、以上です  
と。こんなものを回覧で出すような企業が法務省  
の法務局の業務を委託したということ、それ自体  
が私は間違っていたと思うんですね。そういうこ  
の市場化テストの法律そのものが問題があつた  
と、そのことも繰り返し指摘をしてまいりまし  
た。

両社で働いてきた皆さんからもたくさんメー  
ルが寄せられておりますけれども、法務省が業務  
委託している会社がこんなことをするなどまさか  
思っていなかったというのが多くの皆さんの声な

んですね。当然だと思つてます。これまでこの二  
つの会社で働いてきた皆さんのほとんどが法務省  
の直接雇用に応じて今窓口業務を担っていらつ  
しやるので、大きな混乱が起きずに来ていますけ  
れども、もしそうならなかつたら大変なこと  
になつてきたわけですね。

果たして賃金が払われるのか、そして今後の雇  
用はどうなるか、大変な不安の中でも、何として  
も法務局のこの業務をやらなくてはならないとい  
うことでやられてはいるわけですから、私はやっぱ  
り、労働者の賃金、今後の雇用の問題について法  
務省がやはりしかるべき責任を果たすべきだと思  
いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(滝実君) 基本的には、この会社を業  
務委託したのは法律に基づいて公募という格好で  
やっているわけでございますから、それに対して  
法務省がその条件を超えているんならからあれこ  
れ言うというわけにはまいらない。これが公共  
サービスによって委託している一連の手続である  
ことは、委員が元々御案内のとおりでございま  
す。

その上で申し上げれば、今の段階では取りあ  
えずこの旧委託をしていた二社に雇用されていた人  
たちをこの八月初めまでそのまま業務をやつてい  
ただく、これは直接法務省としてやっていたと  
と、こういうように当面の措置として切り替えた  
わけでございますけれども、その後の問題につ  
いては改めて公共サービス法に従って新たな事業者  
を決めていくと、こういうことになってくるわけ  
でございます、それ以上は法務省がこの問題に  
改めて関与するというわけにはいかない性質のも  
のだからというふうな思つております。

こういう事態になつたことについては、公共サー  
ビス法としても残念なことでございます、公共サー  
ビス法の言わば限界かというように痛感して  
いるわけでございますけれども、それはそれと  
して、この問題が法務省の業務にもスムーズに解  
決しますように、そしてまた、これまで雇用され  
ていた皆さん方が何とかこの不払の問題を乗り越

えて円満に解決されますことを心から期待をさせていた、だいたいこの次第でございます。

○井上哲士君 不安を持ちながら今も現に働いている皆さんがどういふ思いを持って今の答弁を聞いたのかと私は思うんですね。

一連の経過を見れば、私は、法務省の社会的責任、道義的責任は大変重いものがあります。これを踏まえてしっかりと対応していただきたいと、そのことを改めて強く申し上げておきます。

法案の方に入りますが、我が党は、二〇〇四年にこの司法修習生の給費制を貸与制に移行する法案については反対をいたしました。公的な役割を担う法曹の養成に受益者負担主義を持ち込むべきでないし、経済的な理由で法曹を断念することになれば、多様な人材を取り込むという司法制度改革の趣旨にも反するという理由からでありました。

その後、司法修習生の経済的な困難性、弁護士士の就職難、それを原因の一つとする法曹志望者の減少などなどの問題が起こる中で、貸与制については一年間延期をして、そして全体の議論をしようじゃないかということになったわけでありましたが、結局、設置された法曹養成フォーラムでは、全体の議論がまとまる前に給費制の打切りだけが決められるということになったわけでありました。

法案は貸与制への移行を前提に一定の改正をするものでありますけれども、給費制の打切りという点では変わりませぬし、その復活を保証するものではないということで、私どもとしては賛成をできません。

しかしながら、この維持、復活へということでは様々な努力がされてきたということがあるわけで、新しくつくられる合議体も生かしながら、その復活のために一緒に力を尽くすという点では共通でありまして、その立場で質問をしたいと思いますが、修正案ではこの合議体で、結論として、給費制の復活も排除しないということが先ほど答弁でありました。衆議院で公明党さんが提出された修正案ではこの検討の間は給費制を続けること

いう中身であったんですが、私どもこれには賛成という立場でした。残念ながら否決をされ、今回の修正になっていくわけですが、新たな合議体で給費制の復活も含めて議論をする、排除されないということであるならば、その間は維持をすべきだったと私は思うんですが、その点、提案者がいかがでしょうか。

○衆議院議員(辻恵君) お答えいたします。

元々、法案の成立の時点で給費制は二〇一〇年まで延長するというところに、廃止をそれまで見守るということになっていて、一昨年の改正の時点で昨年十一月まで延長をされたということでありまして、給費制を存続させて議論を深めるといいうのももちろん選択肢としては十分あり得た、たろうというふうな思っておりますし、ただ、全体的な合意が得られない状況の中で、元々貸与制への移行が前提にされていたという現実を踏まえて、適切な経済的措置を早急に抜本的な法曹養成制度全体の見直しの中で図るといふ、やむを得ない選択として今回修正案を提出させていただいております。

○井上哲士君 全体の合意にならなかったということでありまして、大変残念であります。

その公明党修正案では、法曹になろうとする者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう法曹の養成に対し適切な財政支援を行う観点からと、こういう文言があったわけですが、これは否決をされて、修正されたものでは、司法修習に対する適切な経済的支援を行う観点からという点に変わっておりますが、これはどういふ違いがあり、どういふ理由からこうなつたんでしょうか。

○衆議院議員(辻恵君) 法曹になろうとする者全体についての経済的理由の支援ということと司法修習生に対する支援ということと対比して、前者を否定するという意味で否決されたものではないというふうには私は理解しております。文言上、裁判所法では、司法修習生、修習について規定するということになっておりますので、それに合

わせた表現になっていくにすぎないものであつて、趣旨は全く変わらないものであるというふうな考えております。

○井上哲士君 趣旨は全く変わらないということでありまして、

次に、給費制の復活を排除しないと。先ほどやはり提案者から、その際に、遡って、現在貸与制の方にも給費制が実質的に適用されるという方向について、これも排除されないという答弁がございました。法務大臣からは、全員が貸与を受けているわけでもないの、いろいろ難しい問題があるというふうな答弁はあつたんですが、給費制の復活という場合に結果として不公平が生じないよう、にきちつとした措置がとられるようになると、そういう貸与制を受けた方、受けていない方も含めて、こういうことはきちつと手当てをする必要があると、この点では確認してよろしいでしょうか。法務大臣。

○国務大臣(滝実君) その辺のところは、要するにこれからの、仮に給費制に戻るとした場合の議論の一つのポイント、そんなに大きなポイントというわけにはまいりませぬけれども、一つのポイントであることは先ほど御指摘を申し上げたところでございます。

○井上哲士君 きちつとそういうことを議論をしていくということでありまして、

この修正案では、経済的支援について、司法修習生の修習の位置付けを踏まえて検討するとされております。その趣旨について、衆議院では提案者から、戦前の分離修習ではなく、戦後の法曹養成については、法曹三者はそれぞれ司法の担い手であり、職業としての法曹は一体であるべきとして統一修習がされてきた、この意義を踏まえるべきだということがございました。

やはり、国の土台とも言える司法権の強化とか人権保障の観点から、法曹三者を統一して国が養成をするということと、その修習に専念する義務を課すということと、そしてその生活を保障する給費制というのは、私は一体だつたと思っております。

私は、弁護士会が、会としても個人でも非常に旺盛に公益活動取り組んでこられたと思うんですね。先ほど議論ありました。個々にいろいろ問題を起す方はこちらもいろいろあります。しかし、全体として見れば、大変そういう活動に取り組んでこられたと思いますが、やはりそれを醸成してきたのが、一つがこの給費制の意味があると思ふんです。

先日の質問でも、例えば日弁連の少年保護事件の付添援助事業を取り上げましたけれども、それ皆さんが基金に拠出をして、こういうことも取り組んでいらつしやいますし、東日本大震災の復興活動でも重要な役割をしてこられました。

私は、いわゆるロビー活動という問題も、現場でいろいろやはり立法上の問題があるということ、国会にしっかりと届けられるということは、この公益活動の一つとして大変重要な役割も果たしてこられたと思っております。

こういう給費制が法曹の公共心であるとか強い使命感、その醸成に大きな役割を果たしてきたと考えますけれども、この点は法務大臣としてはどう評価をされておられるでしょうか。

○国務大臣(滝実君) その点は、私は実際の経験者じゃありませんから何とも言いようがありませんけれども、そういうような指摘があるとすれば、それはそれなりの役目を果たしてきた、一つの公務員の形態として自覚をそれによつてされた人は、一生涯そういうつもりで法曹として取り組んでくれているというふうな人があるとすれば、それはもう大きな役割を果たしたということでは否定できないと思ひます。

○井上哲士君 貸与制になつた修習生の方のいろいろな声なんかも私も聞くんなんですが、例えば、大ベテランの先生から、修習のときに国のお世話になつて育ててもらつたという意識が残っているから、いまだに少年事件なんかもやつていられるんだなという話を聞いて、自分もそういう弁護士になりたいと強く思つてきたけれども、今現実には貸与制になつて、国に育ててもらつていっている意識が



生まれようがないことを言っているんでね。もちろん、こういう方もいろんなことを通じて公益活動に旺盛に取り組んでいただけるとは私は思っておりますけれども、やはりそういう思いを持たせている、これがいろんな点で今後どういうことになっていくのかなと思えますと、そういう角度から今後議論も深めるべきだと思っております。

同時に、当然経済的な問題があります。衆議院での当時の小川大臣の答弁なんです、修習中に経済的な支援を受けられるということでは、給費制も貸与制も実質的には同じではないかと、ただ、法曹になったときに、返還できるという経済力を付けた段階ではお返しいただきたいということなんだと、こういう答弁がありましたけれども、私はちよつと現実とは違うと思っております。現に、先ほどもありましたけれども、貸与制になったということで、司法試験に受かりながら経済的な事情によつて修習を辞退をしたという方の話も直接私は聞く機会もありました。やつぱり実質的に同じではなくて、現に貸与制になったことで法曹の道が遠のいてしまう人がいる、経済的理由でと、こういうことについては大臣はどういう認識でありましょうか。

○**國務大臣(滝実君)** 貸与制と申ししても、国が全く負担をしないわけではございませんで、貸与制としても返還年限は十年という大変長い時間を設定しているということもあるわけでございますから、貸与制は国が全然何もやっていないんだというわけにはいかないと思えます。

私も学生時代、奨学金を数々受けました。その受けた奨学金の主宰者には今でも感謝をいたしております。そんな状況でございます、別に給費生として給付を受けたわけじゃありません、ちゃんと後返したんでございますけれども、それでもやはり奨学金を受けたという恩恵は、これは残ります。そういうものだろうと私は思っております。

それがたまたま公務員に準じた格好で給費生と

して存在したということが一生の支えになつていくという方がおいでになれば、それは大変良かったなということでは評価しなきゃいけないとは思いますが、そういうような国の財政の中でどう考えるかということが、この給費制か貸与制かという議論の中では一つの判断材料としてあるんじゃないかな、しかしこれはここで私が言うことじゃなくて、これから新しい体制の中で十分に議論をして決めていくという、改めて議論していく問題だろうと思つております。

○**井上哲士君** 時間ですので終わりますが、戦後初めて貸与制で修習を受けている人たちがいるわけですね。そういう人たちに実際何が起きているのか、よく、合議体でもそうですし、法務省としても話を聞いて、特に当面の実費負担の問題など直ちに解決すべき問題があります。そういうことも含めてしっかりと対応していただきたい、そのことを申し上げまして、質問を終わります。

○**委員長(西田実仁君)** この際、委員の異動について御報告いたします。  
本日、古川俊治君が委員を辞任され、その補欠として溝手顕正君が選任されました。

○**委員長(西田実仁君)** 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。  
これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。  
裁判所法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)  
○**委員長(西田実仁君)** 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**委員長(西田実仁君)** 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後零時十分散会

六月十九日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願(第一八三四号)

一、児童買春・児童ポルノ禁止法改正問題に関して、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めるとする請願(第一八七三三号)  
一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一八七四号)(第一九二二号)  
一、公正な証拠開示の法制化に関する請願(第一八三四号) 平成二十四年六月十三日受理  
警察・検察の取調べの全面可視化及び検察の手持ち証拠の全面開示に関する請願  
請願者 京都市左京区高野東開町一ノ二三  
ノ四三〇三〇六 瀧本秋穂 外二  
千八百七十六名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第一五六二号と同じである。

第一八七三三号 平成二十四年六月十三日受理  
児童買春・児童ポルノ禁止法改正問題に関して、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めるとする請願  
請願者 奈良県生駒市真弓四ノ二ノ二馬  
場章廣 外二名  
紹介議員 松浦 大悟君  
この請願の趣旨は、第一〇三三三号と同じである。

第一八七四号 平成二十四年六月十三日受理  
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願  
請願者 富山県黒部市堀切三八七ノ一 徳  
本義昭 外九百九十九名  
紹介議員 又市 征治君  
この請願の趣旨は、第一〇三五五号と同じである。

第一九一二号 平成二十四年六月十三日受理  
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願  
請願者 滋賀県大津市稲葉台七ノ二三 川  
端俊英 外二千四百九十四名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第一〇三五五号と同じである。

第二〇二二二号 平成二十四年六月十四日受理  
公正な証拠開示の法制化に関する請願  
請願者 横浜市瀬谷区南瀬谷一ノ一七ノ  
八 田邊晋 外十五万八千八百六十  
五名  
紹介議員 今野 東君  
この請願の趣旨は、第九五五号と同じである。

七月二十日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、児童買春・児童ポルノ禁止法改正問題に関して、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めるとする請願(第二〇四五号)

第二〇四五号 平成二十四年七月六日受理  
児童買春・児童ポルノ禁止法改正問題に関して、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めるとする請願  
請願者 千葉県市原市光風台三ノ三六二  
村中誠 外二十二名  
紹介議員 佐藤 正久君  
この請願の趣旨は、第一〇三三三号と同じである。

第一八七四号 平成二十四年六月十三日受理  
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願  
請願者 富山県黒部市堀切三八七ノ一 徳  
本義昭 外九百九十九名  
紹介議員 又市 征治君  
この請願の趣旨は、第一〇三五五号と同じである。

第一九一二号 平成二十四年六月十三日受理  
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願  
請願者 滋賀県大津市稲葉台七ノ二三 川  
端俊英 外二千四百九十四名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第一〇三五五号と同じである。

第二〇二二二号 平成二十四年六月十四日受理  
公正な証拠開示の法制化に関する請願  
請願者 横浜市瀬谷区南瀬谷一ノ一七ノ  
八 田邊晋 外十五万八千八百六十  
五名  
紹介議員 今野 東君  
この請願の趣旨は、第九五五号と同じである。

平成二十四年八月三日印刷

平成二十四年八月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K